２０２６

総 務 常 任 委 員 会 記 録

議会　閉会中

令和８年２月２０日（金曜日）　開議
令和８年２月２０日（金曜日）　散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令和８年２月２０日（金）
室蘭市議会第１会議室
開議　午後　２時４４分
散会　午後　３時０５分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 １　西いぶり広域連合公共建築物長寿命化計画について ２　最終処分場改修計画見直しについて	

○出席委員（１２名）

委員長　早川昇三
副委員長　真鍋盛男
委員　板垣正人　五十嵐篤雄　石澤清司
宇川裕哉　長岡充洋　常磐井茂樹
小栗義朗　小久保重孝　佐藤匡則
田中秀幸

○欠席委員（２名）

委員　菊地敏法　戸井肇

○出席理事者

＜西いぶり広域連合事務局＞

瀧　　浪　　事務局長

大　　場　　総務課長

松　　下　　総務課主幹

総　務　常　任　委　員　会　記　録

令和８年２月２０日（金曜日）

午後　２時４４分　開議

○早川委員長　ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は菊地委員、戸井委員から欠席する旨連絡を受けております。

ここで委員長より一言申し上げます。委員、理事者ともに発言の際には挙手により発言の許可を求めていただきたいと存じます。その後、私から発言者を指名いたしますので、指名された方は御自身でマイクユニットに搭載されております発言ボタンを押し、リングライトが赤く発光したのを確認した後、発言いただきますようお願いいたします。

所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括して求めます。

○瀧浪事務局長　本日は、本会議終了後のお忙しい中、委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項といたしまして、１点目、西いぶり広域連合公共建築物長寿命化計画について、２点目として最終処分場改修計画見直しについて、この２点について御報告させていただきます。

詳細につきましては松下総務課主幹から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○松下総務課主幹　それでは、西いぶり広域連合公共建築物長寿命化計画の改訂案について御説明いたします。

資料につきましては、Ａ３判の委員会報告事項資料１―１が概要版、Ａ４判の１―２が本編となってございます。説明は資料１―１の概要版で行いますので、本編は後ほど御覧いただければと思います。

それでは、委員会報告資料１―１の概要版を御覧ください。まず、１の計画の背景、目的及び計画期間についてです。（１）計画の背景についてですが、広域連合では建築物の維持管理を的確に実施するため、また将来に負担を残さないよう今後の改修計画の方向性をまとめた長寿命化計画を令和２年度に策定してございます。

次に、（２）計画の目的ですが、１つ目が建築物の安全性・機能性の確保、２つ目が建築物の長寿命化、３つ目が改修工事費の平準化、４つ目が改修工事費の縮減としてございます。

（３）の計画期間は、令和３年度～令和２２年度の２０年間としてございます。

次に、２、対象となる施設ですが、リサイクルプラザ、げんき館ペトトル、共同電算センター、最終処分場の４施設としてございます。西いぶりエコファクトリーにつきましては、ＤＢＯ方式のため、運営、維持管理を委託していますＳＰＣ――西いぶりクリーンシステムにて建設時に策定した長寿命化計画を基に維持管理を行っているところでございま

す。

次に、３、基本方針についてですが、（１）の目標使用年数、こちらにつきましては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造が６５年、木造は４０年としてございます。

次に、（２）の改修計画に係る基本方針についてですが、①が利用者等の安全確保と施設機能の発揮、②が過去の改修頻度等を基本とし、現実から乖離した計画としないこと、③が改修頻度は一般的な更新周期も参考とすること、④が可能な範囲で予防保全の考え方を取り入れることとしてございます。

次に、（３）改修計画に係る保全方針についてです。①の保全対応の種類、こちらにつきましては２種類ございまして、ａの予防保全、これは劣化状況等を考慮し、予防の視点で計画的に改修を行うもの、ｂの事後保全、こちらは劣化等を発見次第、改修を実施するものとなってございます。②の保全対応の方針と更新周期の目安については表のとおりとなっておりまして、ここでは主に予防保全を行うものを整理してございます。なお、更新周期につきましてはあくまで目安でございまして、実際の更新時期は劣化状況等に合わせて毎年検討してまいります。

次に、右側の大きいところに移りまして、４、建築物の状態、劣化状況調査の結果についてです。こちらは表のとおりとなっており、Ａが良好な状態、Ｂ、Ｃ、Ｄとなるにつれ、劣化が進んだ状態を示してございます。各施設とも経過年数の割にはおおむね良好な状態ではありますが、一部で経年などによる劣化が進んでいる状況も散見されます。

次に、５、個別施設計画につきましては表のとおりですが、令和３年度からの２０年間の改修に係る概算工事費、こちらは約１４億２，１００万となっておりまして、年平均で７，１０５万円となってございます。なお、この計画は建物や設備の劣化状況や経過年数に合わせて望ましい改修時期を示したものであり、実際には建物の劣化状況や財政面を考慮して毎年度実施時期や改修内容を検討してまいります。

次に、下の棒グラフ、６、年度別の概算改修費用は表のとおりでございまして、今後も引き続き費用の縮減や平準化を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、７、計画の見直しについてですが、個別施設計画の見直しは毎年行い、それ以外の劣化状況調査などについてはおおむね５年ごとに見直しを行う予定としてございます。これに従いまして、今回劣化状況調査を行い、計画を改訂するものでございます。

長寿命化計画の改訂についての説明は以上でございます。

続きまして、最終処分場改修計画の見直しについて御説明いたします。資料は、委員会報告事項資料２のＡ４のものになります。まず、１、平成３０年度以降に浮上した新たな課題についてです。最終処分場は、経年劣化による遮水シートの不具合について改修する必要が生じたことから、平成３０年度に改修設計を行い、令和元年度の総務常任委員会において令和３年度から改修に着手する計画である旨御報告してございます。しかしながら、旧中間処理施設――メルトタワー２１、こちらの維持管理の継続が非常に難しい状況となったことから、新中間処理施設整備事業を優先する必要に迫られ、最終処分場の改修事業

は先送りせざるを得ない状況となった旨、令和４年２月に同じように総務常任委員会へ報告させていただいているところでございます。

このたび新中間処理施設が安定操業を続けていることから、最終処分場の改修について今年度より検討を再開いたしました。そうしたところ、この間の社会状況の変化であったり、既存施設の経年劣化が進行していることなどにより、埋立地以外の施設の改修についても検討が必要なことが判明いたしました。課題としては大きく３つありまして、課題の１として土地所有者の意向を反映した埋立完了地形の見直し、これは埋立完了後の跡地利用とその土地の管理を考慮して見直す必要があるという課題でございます。次の課題の２としまして浸出水処理施設の老朽化等への対応、現状の水処理機能について把握するとともに、今後も継続して適正に水処理を継続するための対策を検討いたします。課題の３としまして浸出水調整池のしゅんせつ、これは経年により落ち葉や泥などの堆積物によって調整池の貯水量が減少していることへの対応となります。

次に、２、最終処分場改修基本計画策定業務委託についてです。これらの課題の解決のために令和８年度、基本計画策定業務を委託する予定をしております。内容としては次のとおりです。①としましては最終処分場の現地測量調査、これは現状把握ということになります。②としまして埋立地改修基本計画と基本設計、③としまして浸出水処理施設の機能診断、それと診断を基にした整備計画、④として最終処分場全体としての長寿命化計画の策定、これは建築だけでなくというところになります。なお、詳細な委託内容につきましては、今後漏れのないように精査してまいりたいと考えてございます。

次に、３、最終処分場改修事業計画についてです。まず、（１）の事業スケジュールですが、令和８年度から９年度にかけて基本計画と基本設計を行い、令和９年度～１０年度の２か年で実施設計と調整池のしゅんせつ工事を実施してまいります。その次の令和１１年度～１３年度の３か年で埋立地の改修工事を行った後、令和１４年度以降に浸出水処理施設の整備ほかを計画してございます。

次に、（２）の具体的な埋立地改修工事の概要ですが、現在のところの想定とはなりますが、①場内の造成工事、こちらは埋立エリアを見直すことにより必要となる造成工事を実施いたします。②遮水シートの張り替え工事、こちらは破損している遮水シートを撤去し、下地の地盤を整形した上で遮水シートをもう一度敷設するという工事になります。③として雨水の集排水施設の工事、こちらは埋立エリア外からの雨水流入を防止するために埋立エリア外周に側溝や中継ますなどの排水設備を整備いたします。

次に、（３）の浸出水処理施設整備についてです。浸出水処理施設については、機能診断の結果により施設を改良して延命化をするか、もしくは施設を更新するか、こちらを判断し、施設整備を行ってまいります。

次のページに年次の計画をお示ししております。こちらについて御説明いたします。上段からいきますと埋立地の改修につきましては令和１０年度までに設計を完了し、令和１１年度～１３年度の３か年での工事を計画しています。

次に、浸出水処理施設についてですが、こちらは令和８年度基本計画において機能診断を行った上で、繰り返しになりますけれども、延命をするか更新するかの判断をする予定でございますが、運用開始から３０年以上が経過した施設のために、仮にこの年次計画では更新する場合で計画をしてございます。

次に、管理棟についてでございますが、こちらは木造の建物のため令和１６年に長寿命化計画上の目標使用年数に到達するため、更新として位置づけてございます。

なお、参考として下段に現在の旧中間処理施設の解体工事とその後の跡地整備について記載してございます。

なお、概算金額につきましては、令和８年度の基本計画の内容によって大きく変動するため、現在実施設計以降の金額については記載しておりません。

最終処分場改修計画の見直しについての説明は以上となります。

○早川委員長　質疑を行います。質疑はありませんか。

○小久保委員　今最終処分場の関係御説明いただきました。改修が必要だということはよく分かりますが、あと何年使えるのかということをまずお伺いをしたいのですが、いかがなのでしょうか。どのぐらいの年数で考えているのかですが。

○松下総務課主幹　現在の埋立範囲とごみの埋立量、主に焼却灰にはなるのですが、こちらから算定いたしますと埋立ての残余量、こちらは１００年以上という計算にはなるのですが、そうなると埋立前ののり面を１００年以上管理していくということになりまして、そのために維持管理費用かけることが現実的ではないと考えますので、いつまで使用するのが費用対効果として適切か、こちらについても基本計画で検討していく考えでございます。

以上でございます。

○小久保委員　１００年使えると。ただ、今おっしゃっていただいたように、のり面を１００年もたせるために整備していくのは確かにお話を聞いている分には何かおかしさを感じるというか、何か現実的ではないのかなというふうに思います。特に今の人たちがそれを負担しながらそれを整備していくということになりますから、設備として課題なのかなというふうにちょっと感じました。

それで、その辺は基本計画でこれから示すということですが、その基本計画で最終処分場をいつまで使用するのかというめどは一応あるのでしょうか。

○松下総務課主幹　今回の基本計画において一番検討の条件となるのが新しく建てましたエコファクトリー、こちらの運営・維持管理契約が２０年６か月で契約してございます。この契約ですが、契約完了後にプラス５年間操業が可能な状態で契約期間を終えることという条件がついてございますので、焼却施設自体が、エコファクトリー自体が２５年稼働すると考えますと埋立地としては２５年使用する必要があると考えてございます。なおかつ埋立完了後に浸出水の品質が安定するまでの管理期間というものを設ける必要がございます。これが平均すると大体５年ぐらいということですので、最低３０年以上、その先４

０年、５０年がいいのかというところは基本計画の中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○石澤委員　１点ちょっとお聞きしたいのですけれども、遮水シートの関係も含めて今数字を持ったデータ的なものが私たちに示されていない状況の中で、今の現状がどういう状況になっているかということは、今いろいろな、ドローンを使ったり、検査をすればどういう状況になっているかということは分かるのです。それには経費がかかるのですけれども。ただ、やっぱりそういうデータに基づいて状況を判断するということが私は必要だと思うし、またそこに関わる事業者がいるものですから、やっぱりお金をかけて事業者にちゃんとしたことを調べてもらって、現状がどういう状況でどうなのだということをやっぱり数字的なもので示してもらわないと、ただ３０年使えるのだ、５０年使えるのだといっても、自然環境で大雨が降った場合どういうことになるかも含めて、やはり今災害的なことも変わってきているものですから､突然雪が降ったりということも今あるものですから、その辺のところをちゃんとした科学データに基づいたことを今していくべきではないのかなということで、その辺私が考えていることなのですけれども、その辺の対応について、ただ使えるというだけでは根拠がないものですから、だからそういうことも考えて、我々もこの計画等についても、それぞれ業者に発注して、経過説明も含めて我々にその都度報告なりというようなものをしていただけるのかどうかも含めて、そのことについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○松下総務課主幹　まさに委員おっしゃるとおり、科学的なデータ、測量結果に基づいて計画を立てるべきだというふうに考えてございますので、令和８年度――来年度そういった形で基本計画と設計のほうを発注するということを申し上げさせていただいたところでございます。今、委員おっしゃられた内容につきましても基本計画・設計の発注時に反映させるべく、参考にさせていただきたいと思います。

なお、令和８年度当初予算ではなく、恐らく補正予算でお願いする形になるかと思いますので、その際には当然のことながら基本計画でどのようなことを検討するのかといったことについても御報告させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○早川委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早川委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

次に、本委員会における令和８年度の先進都市に対する委員会調査についてでありますが、視察を実施することとし、視察時期及び調査内容等につきましては正副委員長に一任願いたいと思いますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早川委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後　３時０５分　散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第２６条第１項の規定により署名する。

総務常任委員会　委員長